

「各務原リバーサイド 21」の利活用に関するサウンディング調査（2回目）実施要領

①事業の目的

各務原市では、「各務原リバーサイド 21」について、「パターゴルフ場」としての用途に限らず、施設の魅力を高めることができる民間活力を導入した利活用の検討を進めております。

今回のサウンディング調査では、令和 8 年 6 月に実施した第 1 回目のサウンディング調査の結果等を踏まえ、Park-PFI 制度による具体的な事業提案や事業範囲、条件に関するご意見、ご提案をいただきたいと考えております。

②市の概要

別紙のとおり（市勢要覧）

③施設の概要

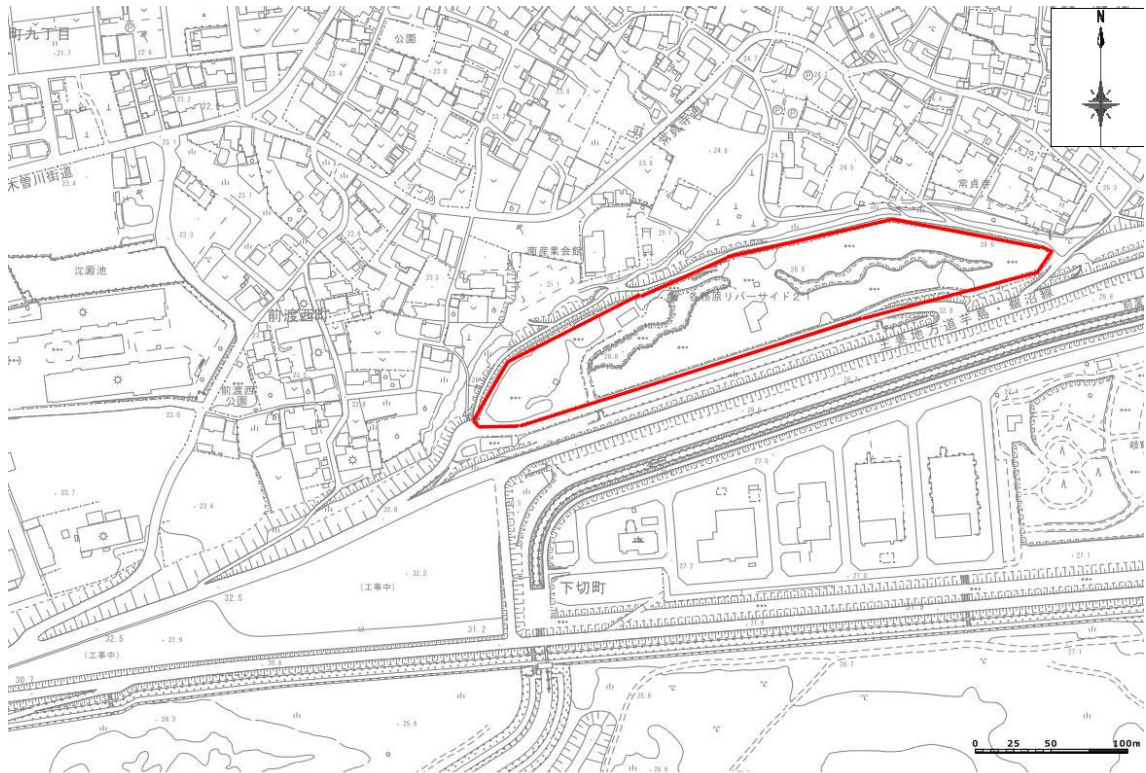
「各務原リバーサイド 21」は、ファミリーからゴルフ愛好家まで、幅広い層の健康およびレクリエーションを目的として設置された「パターゴルフ場」となります。本格的な天然芝のコースがあり、自然を満喫しながら、大人から子どもまで楽しめる場所となっています。

近年は「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館」のリニューアルオープンや令和 6 年 12 月には民間活力を導入して整備を行った「木曽川前渡南公園（Kakamigahara わたしのパーク）」が主要地方道芋島鵜沼線を挟んだ対面にオープンするなど、周辺環境の充実が図られてきています。

一方で、物価高騰等の影響による施設の維持管理費の増加が大きな課題になっており、本施設のあり方について検討する必要があります。

④事業対象地

所在地	各務原市前渡西町字常貞寺 1079 番 1 の 1 地先
面積	33,838.2 m ²
都市計画	市街化調整区域
土地所有者	国
防火設備	建築基準法 22 条区域
河川区域	都市・地域再生等利用区域の指定を受ける予定
建蔽率	12%（Park-PFI 制度の特例による）
備考	都市計画法規則第 60 条に基づく適合証明が必要



⑤事業提案、事業範囲及び条件

(1) 事業提案

都市公園法第5条の2～9に基づき、公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の公園施設の整備を一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度 (Park-PFI)」による実施を想定しています。

Park-PFI による整備を行う際、既存施設・設備を撤去し、新たな収益施設 (都市公園法第2条、都市公園法施行令第5条、都市公園法施行規則第1条、第1条の2及び第1条の3に規定されるもの) を新設することが可能です。

なお、公募設置等計画に認定の有効期間 (事業期間) は最長 20 年とします。

①公募対象公園施設

飲食店・売店等の便益施設、有料サービスによる休養施設、遊戯施設又は運動施設 (提案による)

②特定公園施設

園路広場、修景施設等の公園施設 (提案による)

※特定公園施設の整備に要する費用のうち、9割を限度額として公募設置等計画により本市に負担を求める提案ができます (上限額あり)。公募対象公園施設による収益の充当のほか、維持管理経費をできるだけ軽減することができる提案を求めています。

(2) 事業範囲

事業対象地のうち、公募対象公園施設及び施設の魅力を高めるために必要な特定公園施設を整備する事業範囲を提案してください。

(3) 条件

・ご提案いただいた事業範囲は、都市公園法第5条に基づく管理許可により、公募対象公園施設による収益を充当して特定公園施設の維持管理を行っていただくことを想定しています。なお、事業範囲内の特定公園施設の公園施設管理許可使用料は免除とします。

⑥サウンディングの実施

(1) 日時

令和8年11月9日(月)から11月27日(金)まで

(2) 場所

各務原市役所(各務原市那加桜町 1-69)

(3) 対象者

事業実施に関心がある法人または法人グループで、以下の要件を満たす者としてします。

- ・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 号の 4 の規定に該当しないこと。
- ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げる恐れがないと認められる者。
- ・国税及び地方税について滞納がないこと。

(4) 実施方法

直接対話(1 グループ 1 時間程度)

※アイデアやノウハウを保護するため、対話は個別に行います。

※ご希望により、オンラインによる対話も可能です。

(5) 申込方法

10月30日(金)17時までに、「エントリーシート」(別紙 1)を記入し、E メールでご提出ください。メール件名は【リバーサイド 21 サウンディング申込】としてください。エントリーシート受領後、実施日時を個別に調整します。

(6) 申込先

各務原市都市建設部河川公園課 tken@city.kakamigahara.gifu.jp

⑥留意事項

(1) 参加の取扱い

- ・対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。また、対話に参加いただかなくても、事業者公募に応募可能です。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきますが、必ず条件等に反映されるも

のではないことをご留意ください。

・提出資料の著作権はそれぞれ参加事業者に帰属しますが、資料の返却はいたしません。

(2) 対話に関する費用

対話への参加は無料ですが、参加に要する費用（資料作成等）は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて追加の対話（文書、電話、E-mail での照会を含む）やアンケートを行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

対話の実施結果については、概要を市ウェブサイトで公表します。但し、参加事業者の名称、企業ノウハウに係る内容等は公表しません。

⑦お問い合わせ先

各務原市 都市建設部 河川公園課 担当：廣瀬

所在地：各務原市那加桜町 1-69

電話番号：058-383-1533

Eメール：tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp